



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年11月20日金曜日 第159号

◇ 目次 ◇

愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更..... (税務課) ...	996
知事指定薬物の指定..... (薬務衛生課) ...	996
大規模小売店舗の変更の届出の概要等(8件)..... (経営支援課) ...	996
漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生..... (水産課) ...	1001
指定道路の指定..... (東予地方局四国中央土木事務所) ...	1001
開発行為に関する工事の完了..... (中予地方局建築指導課) ...	1002
道路の供用開始(県道宇和明浜線)..... (南予地方局西予土木事務所) ...	1002

告 示

○愛媛県告示第1242号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則(昭和29年愛媛県規則第38号)第3条第1項の規定により、令和2年10月28日次のとおり愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

令和2年11月20日

愛媛県知事 中村時広

指定番号	売りさばき人氏名	変更事項	
		新	旧
17	一般社団法人 愛媛県猟友会 西条西支部 支部長 渡辺 克美	1 氏名 一般社団法人 愛媛県猟友会 西条西支部 支部長 渡辺 克美	1 氏名 一般社団法人 愛媛県猟友会 西条市西支部 支部長 渡辺 克美

○愛媛県告示第1243号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号)第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として

指定する。

令和2年11月20日

愛媛県知事 中村時広

1 薬物の名称

- (1) メチル = 3, 3 - ジメチル - 2 - [1 - (ペント - 4 - エン - 1 - イル) - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキサミド] ブタノアート及びその塩類
- (2) 1 - { 2 - メチル - 4 - [(E) - 3 - フェニルプロパ - 2 - エン - 1 - イル] ピペラジン - 1 - イル } ブタン - 1 - オン及びその塩類
- (3) N, N - ジエチル - 2 - { [2 - (4 - イソプロポキシフェニル) メチル] - 5 - ニトロ - 1 H - ベンゾ [d] イミダゾール - 1 - イル } エタン - 1 - アミン及びその塩類
- (4) 前各号に掲げる物を含有する物

2 指定の理由

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例第2条第7号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。

3 効力発生の日

令和2年11月21日

○愛媛県告示第1244号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和2年11月20日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出の日
マルナカ新居浜本店	新居浜市上泉町12番1号	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社マルナカ代表取締役 平尾 健一	株式会社マルナカ代表取締役 齋藤 光義	令和元年9月10日	令和2年11月5日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社マルナカほか4者	株式会社マルナカほか5者	令和2年4月20日ほか	
マルナカ久保田店	新居浜市久保田町一丁目甲501番 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社マルナカ代表取締役 平尾 健一	株式会社マルナカ代表取締役 齋藤 光義	令和元年9月10日	

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 当該大規模小売店舗の名称
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1245号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和2年11月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

Table with 7 columns: 大規模小売店舗の名称, 大規模小売店舗の所在地, 変更した事項, 変更前, 変更後, 変更の日, 届出の日. It lists changes for stores like マルナカ西条店, マルナカ神拝店, マルナカ氷見店, and マルナカ東予店.

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 当該大規模小売店舗の名称
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1246号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和2年11月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 日 年 月 日
マルナカ川之江店	四国中央市川之江町885番地	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一	株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義	令和元年 9月10日	令和2年 11月5日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				
マルナカ三島店	四国中央市寒川町字神ノ木35番地5	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名				
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1247号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和2年11月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 日 年 月 日
マルナカ今治松本店	今治市松本町五丁目1番地1	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一	株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義	令和元年 9月10日	令和2年 11月5日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				
マルナカ今治桜井店	今治市東村南一丁目甲46番地1	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名				
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				
マルナカ今治駅前店	今治市大正町1丁目2番5号	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名				

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1248号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和2年11月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
マルナカ東石井店	松山市東石井六丁目489番1号 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社マルナカ代表取締役 平尾 健一	株式会社マルナカ代表取締役 齋藤 光義	令和元年9月10日	令和2年11月5日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社マルナカ代表取締役 平尾 健一 ほか2者	株式会社マルナカ代表取締役 齋藤 光義 ほか2者	令和2年2月21日 ほか	
マルナカ中央通り店	松山市中央一丁目1番36号	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社マルナカ代表取締役 平尾 健一	株式会社マルナカ代表取締役 齋藤 光義	令和元年9月10日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				
マルナカ高岡店	松山市高岡町97番地1	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社マルナカ代表取締役 平尾 健一	株式会社マルナカ代表取締役 齋藤 光義	令和元年9月10日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				
マルナカ和泉店	松山市和泉北四丁目10番47号	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社マルナカ代表取締役 平尾 健一	株式会社マルナカ代表取締役 齋藤 光義	令和元年9月10日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				
マルナカ清住店	松山市清住二丁目10番3号	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社マルナカ代表取締役 平尾 健一	株式会社マルナカ代表取締役 齋藤 光義	令和元年9月10日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				
マルナカ土居田店	松山市空港通一丁目3番13号	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社マルナカ代表取締役 平尾 健一	株式会社マルナカ代表取締役 齋藤 光義	令和元年9月10日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				
マルナカ立花店	松山市中村五丁目5番15号	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社マルナカ代表取締役 平尾 健一	株式会社マルナカ代表取締役 齋藤 光義	令和元年9月10日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				
マルナカ北条店	松山市下難波甲227番地2	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社マルナカ代表取締役 平尾 健一	株式会社マルナカ代表取締役 齋藤 光義	令和元年9月10日	

		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社マルナカ 香川県高松市円座町1001番地 代表取締役 平尾 健一	株式会社マルナカ 香川県高松市円座町1001番地 代表取締役 齋藤 光義 株式会社スイートガーデン 兵庫県神戸市西区高塚台5丁目4番地1 代表取締役 富川 俊昭	令和元年 9月10日 ほか
--	--	--------------------	---	---	---------------------

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1249号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに伊予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和2年11月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出の日
マルナカ伊予店	伊予市灘町字西355番地1	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一	株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義	令和元年 9月10日	令和2年 11月5日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに伊予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1250号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和2年11月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
マルナカ宇和島店	宇和島市保田甲841番地2	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社マルナカ代表取締役平尾 健一	株式会社マルナカ代表取締役齋藤 光義	令和元年9月10日	令和2年11月5日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社マルナカほか2者	株式会社マルナカほか3者	令和2年5月2日ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1251号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和2年11月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
マルナカ大洲店	大洲市若宮1116番地1	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社マルナカ代表取締役平尾 健一	株式会社マルナカ代表取締役齋藤 光義	令和元年9月10日	令和2年11月5日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社マルナカほか2者	株式会社マルナカほか2者	令和元年9月10日ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1252号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和2年11月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

（中予地方局管内）

北条加入区

○愛媛県告示第1253号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和2年11月20日

愛媛県東予地方局長 齊 藤 直 樹

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
令和2年11月12日

- 3 指定道路の位置
四国中央市上柏町字柑子ノ本237番1の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 32.00メートル
 - (2) 幅員 5.00メートル

○愛媛県告示第1254号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和2年11月20日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
2 中局建（開）第29号 令和2年11月11日	伊予市下吾川字北西原1803番1、1807番1	松山市古川北4丁目8番27号 株式会社 共栄建設

○愛媛県告示第1255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年11月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和明浜線	西予市明浜町俵津2番耕地670番2から 同町俵津2番耕地149番2まで	令和2年11月20日